

### 3. 老齢給付（退職共済年金）

#### (1) 支給開始年齢

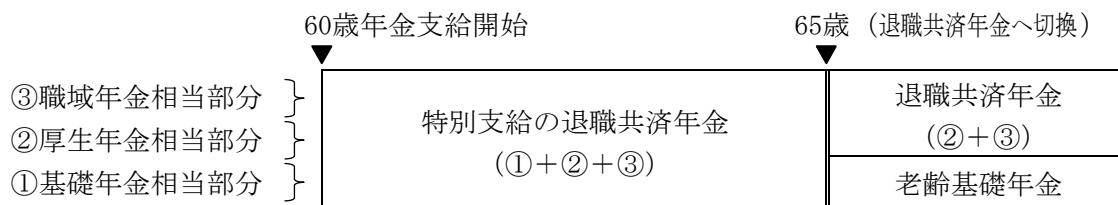
平成6年度法改正により、昭和16年4月2日以後生まれの者から特別支給の退職共済年金の支給開始年齢が段階的に61歳から64歳まで引き上げられ、60歳から特別支給の退職共済年金の支給開始年齢に達するまでは、給料比例部分の年金額が「別個の給付」として支給されることとなっている。（下図参照）

また、平成12年度法改正で昭和28年4月2日以後生まれの者から「別個の給付」の支給開始年齢が61歳から64歳まで、段階的に引き上げられることになった。（下図参照）

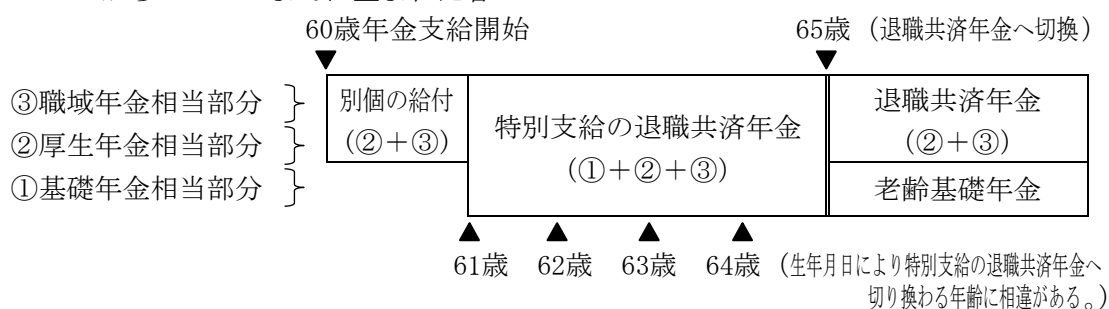
特例措置… 昭和28年4月1日までに生まれた者で、働くことが著しく困難な状態にある者（共済組合が定める3級以上の障害等級に該当する状態にある者）又は、組合員期間が44年（528月）以上の長期加入者については、昭和16年4月1日以前生まれの者と同様に60歳から特別支給の退職共済年金を支給する。

生年月日	別個の給付	特別支給の退職共済年金	退職共済年金
S 16. 4. 1以前生まれ	——	60～64歳	65歳～
S 16. 4. 2～S 18. 4. 1	60歳	61～64歳	
S 18. 4. 2～S 20. 4. 1	60～61歳	62～64歳	
S 20. 4. 2～S 22. 4. 1	60～62歳	63～64歳	
S 22. 4. 2～S 24. 4. 1	60～63歳	64歳	
S 24. 4. 2～S 28. 4. 1	60～64歳	——	
S 28. 4. 2～S 30. 4. 1	61～64歳	——	
S 30. 4. 2～S 32. 4. 1	62～64歳	——	
S 32. 4. 2～S 34. 4. 1	63～64歳	——	
S 34. 4. 2～S 36. 4. 1	64歳	——	
S 36. 4. 2以後生まれ	——	——	

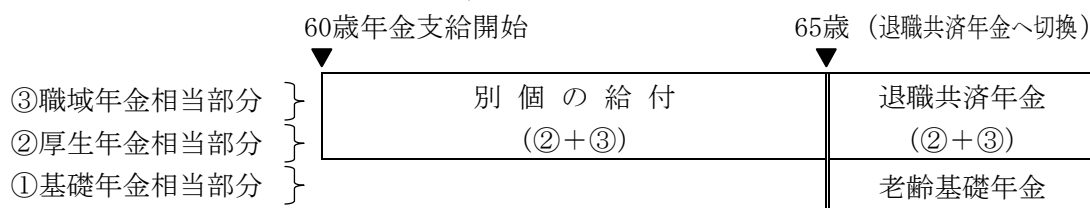
S 16. 4. 1以前生まれの者



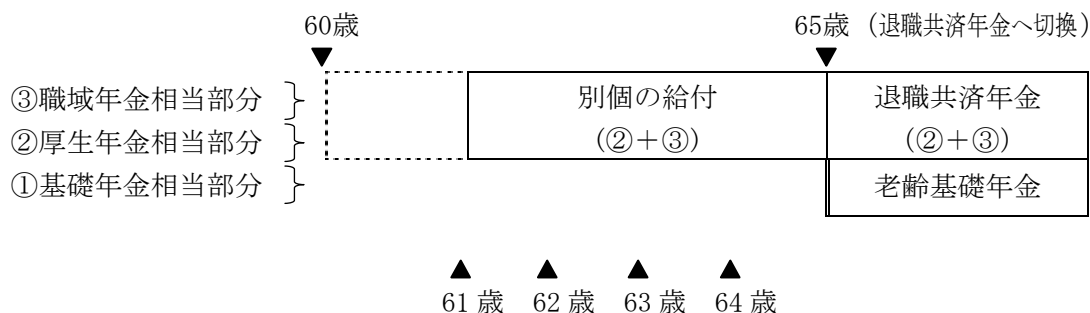
S 16. 4. 2から S 24. 4. 1までに生まれた者



S 24. 4. 2から S 28. 4. 1までに生まれた者



S 28. 4. 2から S 36. 4. 1までに生まれた者



S 36. 4. 2以後生まれの者

(生年月日により退職共済年金 (別個の給付) の支給開始年齢が順次引き上げられる。)



## (2) 支給要件

次の(1)から(3)までの要件をすべて満たしているときに支給される。

- (1) 組合員期間等 (注) が25年以上であること。
- (2) 65歳に達していること。
- (3) 退職していること。又は、在職中で、組合員期間が1年以上あること。

なお、この場合には、原則として老齢基礎年金も支給される。(168頁参照)

(注) 「組合員期間等」には、地方公務員等共済組合法や国家公務員共済組合法等の組合員期間のほかに国民年金や厚生年金保険の被保険者期間などの他の公的年金制度の適用を受けた期間も含まれる。

(※) 受給資格期間の特例

受給資格期間の「25年」については、昭和31年4月1日以前に生まれた者の生年月日に応じ、次表のような経過措置が設けられている。

生 年 月 日	受給資格期間
昭和27年4月1日以前に生まれた者	20年
昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者	21年
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までの間に生まれた者	22年
昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者	23年
昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までの間に生まれた者	24年

(3) 年金額

退職共済年金の額は、次の算式①により算定する。ただし、経過措置として従前の算式②により算定した額が多額の場合は、その額を保障する。

また、1年以上の引き続き組員期間を有しない者に係る年金額は、職域年金相当部分を除いた額となっている。

\*\*\*\*\*本来水準と特例額水準との関係\*\*\*\*\*

現在の年金額水準は、特例的に年金額の引下げ（平成12年度から平成14年度までのマイナスの物価スライド分）が据え置かれた水準（特例額水準）となっており、本来の水準の年金額よりも1.7%かさ上げされた額になっている。今後、賃金や物価が上昇した場合に、特例額水準については増額改定を行わず、本来水準については賃金や物価の上昇に応じた増額改定を行うことにより、この1.7%のかさ上げ分を解消することとし、その解消後に本来水準の年金額についてマクロ経済スライド（※）による調整を行うこととしている。なお、特例額水準の年金額が本来水準の年金額を上回る間においては、当面、特例額水準の年金額が適用（支給）される。

（※）マクロ経済スライドとは、年金の給付水準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、公的年金の被保険者数の減少率や平均余命の伸びを反映させる仕組みをいう。

①平成16年改正法による本来の額

【平成15年4月1日以前の組合員期間分の額】

(厚生年金相当部分)

$$\text{(注1)} \quad \text{(注2)} \\ \text{平均給料月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年4月1日以前} \\ \text{の組合員期間の月数}$$

+

(職域年金相当部分)

$$\text{(注1)} \quad \text{(注2)} \\ \text{平均給料月額} \times \frac{1.425}{1000} \quad \text{(注2)} \\ \left[ \text{組合員期間20年未満の場合} \quad \frac{0.713}{1000} \right]$$

×平成15年4月1日以前の組合員期間の月数

+

【平成15年4月1日以後の組合員期間分の額】

(厚生年金相当部分)

$$\text{(注1)} \quad \text{(注2)} \\ \text{平均給与月額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月1日以後} \\ \text{の組合員期間の月数}$$

+

(職域年金相当部分)

$$\text{(注1)} \quad \text{(注2)} \\ \text{平均給与月額} \times \frac{1.096}{1000} \quad \text{(注2)} \\ \left[ \text{組合員期間20年未満の場合} \quad \frac{0.548}{1000} \right]$$

×平成15年4月1日以後の組合員期間の月数

+

経過的加算額

+

加給年金額

②平成16年改正法による従前額改定率による従前保障額

【平成15年4月1日以前の組合員期間分の額】

(厚生年金相当部分)

$$\text{(注1)} \quad \text{(注2)} \\ \text{平均給料月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{平成15年4月1日以前} \\ \text{の組合員期間の月数} \\ \times \text{従前額改定率(注3)}$$

+

(職域年金相当部分)

$$\text{(注1)} \quad \text{(注2)} \\ \text{平均給料月額} \times \frac{1.5}{1000} \quad \text{(注2)} \\ \left[ \text{組合員期間20年未満の場合} \quad \frac{0.75}{1000} \right]$$

×平成15年4月1日以前の組合員期間の月数

×従前額改定率(注3)

+

【平成15年4月1日以後の組合員期間分の額】

(厚生年金相当部分)

$$\text{(注1)} \quad \text{(注2)} \\ \text{平均給与月額} \times \frac{5.769}{1000} \times \text{平成15年4月1日以後} \\ \text{の組合員期間の月数} \\ \times \text{従前額改定率(注3)}$$

+

(職域年金相当部分)

$$\text{(注1)} \quad \text{(注2)} \\ \text{平均給与月額} \times \frac{1.154}{1000} \quad \text{(注2)} \\ \left[ \text{組合員期間20年未満の場合} \quad \frac{0.577}{1000} \right]$$

×平成15年4月1日以後の組合員期間の月数

×従前額改定率(注3)

+

経過的加算額

+

加給年金額

①の年金額<②の年金額の場合は、②の年金額を保障



(注1) ①と②の平均給与(給料)月額には相違がある。(122頁注1参照)

(注2) 厚生年金相当部分及び職域年金相当部分の給付乗率については、昭和21年4月1日以前に生まれた者にあってはその者の生年月日に応じ、次表のような経過措置が設けられている。

給付乗率 (平成15年4月前)

(千分率)

組合員の生年月日	本 来 ( 改 正 後 )				経 過 措 置 ( 改 正 前 )			
	厚生年金 相当部分	職域年金相当部分		公務上 遺 族	厚生年金 相当部分	職域年金相当部分		公務上 遺 族
		(組合員期間の年数)				(組合員期間の年数)		
		20年以上	20年未満			20年以上	20年未満	
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	7.657	1.273	0.637	3.18725	8.060	1.340	0.670	3.3550
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	7.543	1.311	0.656	3.19675	7.940	1.380	0.690	3.3650
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	7.439	1.340	0.675	3.19975	7.830	1.410	0.710	3.3675
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	7.334	1.368	0.684	3.20150	7.720	1.440	0.720	3.3700
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	7.230	1.397	0.703	3.20450	7.610	1.470	0.740	3.3725
昭和21年4月2日以後	7.125	1.425	0.713	3.20600	7.500	1.500	0.750	3.3750
遺族共済年金(公務外)①～③号該当	7.125	1.425	1.425	—	7.500	1.500	1.500	—

給付乗率 (平成15年4月以後)

(千分率)

組合員の生年月日	本 来 ( 改 正 後 )				経 過 措 置 ( 改 正 前 )			
	厚生年金 相当部分	職域年金相当部分		公務上 遺 族	厚生年金 相当部分	職域年金相当部分		公務上 遺 族
		(組合員期間の年数)				(組合員期間の年数)		
		20年以上	20年未満			20年以上	20年未満	
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	5.890	0.979	0.490	2.45150	6.200	1.031	0.515	2.58100
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	5.802	1.008	0.505	2.45850	6.108	1.062	0.531	2.58900
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	5.722	1.031	0.519	2.46150	6.023	1.085	0.546	2.59075
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	5.642	1.052	0.526	2.46250	5.938	1.108	0.554	2.59250
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	5.562	1.075	0.541	2.46550	5.854	1.131	0.569	2.59450
昭和21年4月2日以後	5.481	1.096	0.548	2.46600	5.769	1.154	0.577	2.59600
遺族共済年金(公務外)①～③号該当	5.481	1.096	1.096	—	5.769	1.154	1.154	—

(注3) 従前額改定率は、毎年度政令により改定される。

(注4) 平成11年度における年金額改定率。

(注5) 平成21年度における年金額改定率(0.985)に物価指数が低下した場合は、その低下した率を乗じる。

① 経過的加算額

前述の算式で計算した額に経過的加算として、次の額が加算される。

$\begin{array}{l} \text{(注1)} \quad \text{(注2)} \\ 1,628\text{円} \times \text{改定率} \\ \qquad \qquad \qquad \text{(注3)} \\ \qquad \qquad \qquad \times \text{組合員期間の月数} \end{array}$	-	$\begin{array}{l} 780,900\text{円} \times \text{改定率(注2)} \\ \times \frac{\text{昭和36年4月1日以後の組合員期間の月数}}{\text{国民年金加入可能期間の月数(注5)}} \end{array}$
--	---	---

<p>&lt;経過措置&gt; <u>特例額水準の計算に用いる金額</u></p>		
$\begin{array}{l} \text{(注1)} \quad \text{(注3)} \\ 1,676\text{円} \times \text{組合員期間の月数} \\ \qquad \qquad \qquad \text{(注4)} \\ \qquad \qquad \qquad \times \text{政令で定める率} \end{array}$	-	$\begin{array}{l} 804,200\text{円} \times \text{政令で定める率(注4)} \\ \times \frac{\text{昭和36年4月1日以後の組合員期間の月数}}{\text{国民年金加入可能期間の月数(480月)}} \end{array}$
<p>※ 50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切上げる。</p>		

(注1) 「1,628円」、「1,676円」については、昭和21年4月1日以前に生まれた者は、その者の生年月日に応じて次表のとおりとなる。

生 年 月 日	本 来	特例額水準
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	1,628円×1.170	1,676円×1.170
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	1,628円×1.134	1,676円×1.134
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	1,628円×1.099	1,676円×1.099
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	1,628円×1.065	1,676円×1.065
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	1,628円×1.032	1,676円×1.032
昭和21年4月2日以後	1,628円	1,676円

(注2) 改定率は、毎年度国民年金法に規定する改定ルールにより、政令で改定する。

(注3) 組合員期間の月数は、生年月日に応じ、次表のような限度がある。

生 年 月 日	限 度 月 数
昭和9年4月2日から昭和19年4月1日まで	444月 (37年)
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日まで	456月 (38年)
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日まで	468月 (39年)
昭和21年4月2日以後	480月 (40年)

(注4) 政令で定める率は、平成21年度の率(0.985)に物価指数が低下した場合は、その低下した率を乗じる。

(注5) その者の生年月日に応じて次表のとおりとなる。

生 年 月 日	月 数
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	456月
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	468月
昭和16年4月2日以後に生まれた者	480月

## ② 加給年金額

組合員期間が20年以上ある者が退職共済年金の受給権を取得した当時、その者と生計を共にしていた者のうち恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円以上とならないと認められる65歳未満の配偶者（なお、現在収入が年額850万円以上であっても、概ね5年以内に定年退職等により収入850万円未満になると認められる場合は、その収入は恒常的な収入とはみなされない。）、18歳に達した日以後最初の3月31日までの子又は20歳未満で障害等級が1級若しくは2級に該当する障害の状態にある子があるときは、次に掲げる加給年金額が加算される。

ア 配偶者  $224,700円 \times 賃金変動等改定率$

ただし、退職共済年金の受給権者が昭和16年4月2日以後に生まれた者であるときは、次表に掲げる額が更に加算される。

(特別加算額)

生年月日 (受給権者)	加 算 額
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日まで	$99,500円 \times 賃金変動等改定率$
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日まで	$132,600円 \times 賃金変動等改定率$
昭和18年4月2日以後に生まれた者	$165,800円 \times 賃金変動等改定率$

イ 子

区 分	加 算 額
2人目まで1人につき	$224,700円 \times 賃金変動等改定率$
3人目から1人につき	$74,900円 \times 賃金変動等改定率$

※ 賃金変動等改定率は、毎年度改定される。

※ 50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切上げる。

<経過措置> 特例額水準の計算に用いる金額

ア 配偶者 231,400円×政令で定める率

ただし、退職共済年金の受給権者が昭和16年4月2日以後に生まれた者であるときは、次表に掲げる額が更に加算される。

(特別加算額)

生年月日 (受給権者)	加 算 額
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日まで	102,500円×政令で定める率
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日まで	136,600円×政令で定める率
昭和18年4月2日以後に生まれた者	170,700円×政令で定める率

イ 子

区 分	加 算 額
2人目まで1人につき	231,400円×政令で定める率
3人目から1人につき	77,100円×政令で定める率

※ 政令で定める率は、平成21年度の率(0.985)に物価指数が低下した場合は、その低下した率を乗じる。

※ 50円未満の端数は切り捨て、50円以上100円未満の端数は100円に切上げる。

なお、加給年金額の対象となっている配偶者に退職共済年金等の公的年金（その年金額の算定基礎となっている期間が20年以上であるものに限る。）若しくは、障害を事由とする年金が支給されている場合、及び退職共済年金の受給権者が厚生年金保険等から当該配偶者を対象として加給年金額が支給されている場合には、退職共済年金に加算される加給年金額の支給が停止される。

**(4) 昭和61年4月1日前の期間を有する者の特例**

昭和61年4月1日前から引き続いて組合員であった者で同日以降に退職した者のうち、同年3月31日に退職したとしたならば従前の制度（旧共済法）による退職年金を受けることができた場合には、その者が同日に退職したとしたならば支給されたであろう従前の制度による退職年金の額（老齢基礎年金が支給される場合には、当該退職年金の額から老齢基礎年金のうち組合員期間に係る部分に相当する額を控除して得た額）に相当するが、本来の退職共済年金の額より多いときには、その額が退職共済年金の額となる。

なお、この場合、本来の退職共済年金の額については物価上昇による自動改定措置が行われるが、保障された従前の制度による退職年金の額については自動改定措置は行われない。

## (5) 在職中の一部支給

退職共済年金等は、受給権者が組合員である間は、原則として支給停止となる。しかし、下記に該当する場合は在職中でも年金の一部が支給される場合がある。

具体的には在職中の期間のうち次に掲げる期間については、退職共済年金等の額のうち次の計算式により算出される額及び加給年金額が支給される。

- ① 基準給与月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額 (※1) 以下である場合  
→ 基本月額
- ② 基準給与月額相当額と基本月額との合計額が停止解除調整開始額 (※1) を越える場合  
→ 基本月額－(A～Dによる額)
- A 基本月額が停止解除調整開始額 (※1) 以下であり、かつ、基準給与月額相当額が停止解除調整変更額 (※2) 以下である場合  
$$\frac{(\text{基準給与月額相当額} + \text{基本月額} - \text{停止解除調整開始額 (※1)}) \times 1/2}{}$$
- B 基本月額が停止解除調整開始額 (※1) 以下であり、かつ、基準給与月額相当額が停止解除調整変更額 (※2) を超える場合  
$$\frac{(\text{停止解除調整変更額 (※2)} + \text{基本月額} - \text{停止解除調整開始額 (※1)}) \times 1/2}{+ (\text{基準給与月額相当額} - \text{停止解除調整変更額 (※2)})}$$
- C 基本月額が停止解除調整開始額 (※1) を超え、かつ、基準給与月額相当額が停止解除調整変更額 (※2) 以下である場合  
$$\frac{\text{基準給与月額相当額} \times 1/2}{}$$
- D 基本月額が停止解除調整開始額 (※1) を超え、かつ、基準給与月額相当額が停止解除調整変更額 (※2) を超える場合  
$$\frac{\text{基準給与月額相当額} - (\text{停止解除調整変更額 (※2)} \times 1/2)}{}$$

### 【基準給与月額相当額とは】

各年の1月から8月までにあつては前年の5月における掛金の標準となった給料の額×1.25（特別職1）と各月以前の1年間の掛金の標準となった期末手当等の額の総額を12で除して得た額との合算額、各年の9月から12月までにあつては当該年の5月における掛金の標準となった給料の額×1.25（特別職1）と各月以前の1年間の掛金の標準となった期末手当等の額の総額を12で除して得た額との合算額をいう。

### 【基本月額とは】

退職共済年金等の額（厚生年金相当部分の額＋定額部分の額のみ）を12で除して得た額

※1 28万円※3×再評価率の改定の基準となる率※4

※2 48万円※3×再評価率の改定の基準となる率※4

※3 改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置により改定した金額

※4 改定の措置は政令で定められる。1万円未満の端数は四捨五入。

### 3-2 老齢給付（特別支給の退職共済年金）

(1) 支給開始年齢…退職共済年金の支給開始年齢（129頁参照）

#### (2) 支給要件

次の(1)から(3)までの要件をすべて満たしているときに支給される。

- (1) 1年以上の組合員期間を有すること。
- (2) 組合員期間等（130頁参照）が25年以上であること。
- (3) 60歳以上65歳未満であること。

#### (3) 年金額

特別支給の退職共済年金の額は、次の①、②及び③の合計額である。

##### ① 定額部分の額

(注1) (注2) (注3)  
 $(1,628円 \times 改定率) \times 生年月日に応じた率 \times 組合員期間の月数$

(注1) 国民年金法に規定する改定ルールにより、政令で改定する。

(注2) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、その者の生年月日に応じて特例措置が設けられている。(135頁注1参照)

(注3) 組合員期間の月数は、生年月日により月数の上限が定められている。(135頁注3参照)

#### <経過措置> 特例額水準の計算に用いる金額

##### ① 定額部分の額

(注1) (注2) (注3)  
 $1,676円 \times 生年月日に応じた率 \times 組合員期間の月数 \times 政令で定める率$

(注1) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、その者の生年月日に応じて特例措置が設けられている。(135頁注1参照)

(注2) 組合員期間の月数は、生年月日に応じ、次表のような限度がある。

生 年 月 日	限 度 月 数
昭和9年4月2日から昭和19年4月1日まで	444月（37年）
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日まで	456月（38年）
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日まで	468月（39年）
昭和21年4月2日以後	480月（40年）

(注3) 政令で定める率は、平成21年度の率(0.985)に物価指数が低下した場合は、その低下した率を乗じる。

##### ② 給料比例部分の額（厚生年金相当部分の額＋職域年金相当部分の額）

65歳から支給される退職共済年金の給料比例部分の額と同じである。(132・133頁参照)

##### ③ 加給年金額

65歳から支給される退職共済年金に加算される「加給年金額」と同じである。(136頁参照)

#### (4) 昭和61年4月1日前の期間を有する者の特例

65歳から支給される退職共済年金における取扱と同様、従前の制度による退職年金の額に相当する額が保障される。(137頁参照)

#### (5) 在職中の一部支給

特別支給の退職共済年金も組合員である間は原則として支給停止となる。しかし、65歳から支給される退職共済年金における取扱と同様に在職中に年金の一部支給が行われる場合がある。(138頁参照)

### 3-3 老齢給付(別個の給付)

#### (1) 支給要件

1年以上の組合員期間を有する60歳以上65歳未満の者で、組合員期間等(130頁参照)が25年以上ある者。

#### (2) 支給期間

- ① 昭和16年4月2日から昭和24年4月1日までの生まれの者  
60歳から「特別支給の退職共済年金」の支給開始年齢(注)に達するまでの間
- ② 昭和24年4月2日から昭和28年4月1日までの生まれの者  
60歳から65歳に達するまでの間
- ③ 昭和28年4月2日以降生まれの者  
「別個の給付」の支給開始年齢(注)から65歳に達するまでの間  
(注)退職共済年金等の支給開始年齢(129頁参照)

#### (3) 年金額

別個の給付の額は、給料比例部分の額(厚生年金相当部分の額+職域年金相当部分の額)であり、65歳から支給される退職共済年金の給料比例部分の額と同じである。(132・133頁参照)  
また、1年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る給料比例部分の額は、職域年金相当部分を除いた額となっている。

#### (4) 在職中の一部支給

別個の給付も組合員である間は原則として支給停止となる。しかし、65歳から支給される退職共済年金における取扱と同様に在職中に年金の一部支給が行われる場合がある。(138頁参照)

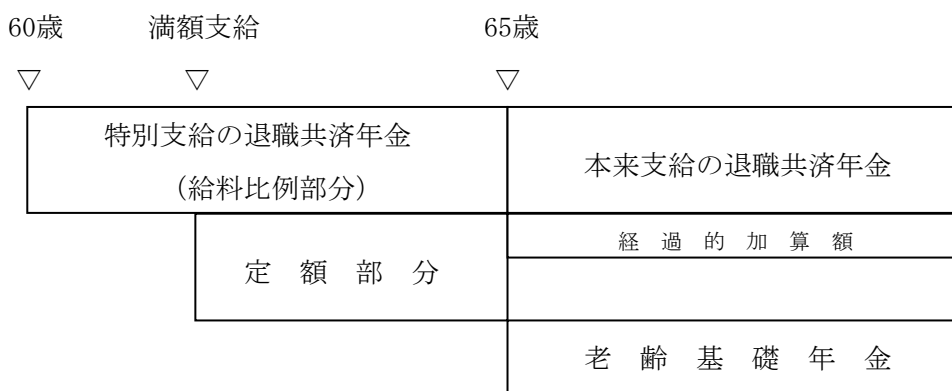
(5) 繰上げ支給の退職共済年金

【昭和16年4月2日から昭和28年4月1日までに生まれた組合員】

昭和16年4月2日から昭和28年4月1日までに生まれた組合員は、60歳から支給される特別支給の退職共済年金の定額部分支給開始年齢が段階的に引き上げられ、給料比例部分のみとなる。この場合、定額部分の支給開始年齢までの間に老齢基礎年金の繰上げ請求を行うことにより、特別支給の退職共済年金と繰上げ請求をした老齢基礎年金が併せて支給される。

繰上げの方法は、全部繰上げと一部繰上げの2種類があり、どちらか一方の繰上げの請求方法を選択することになる。

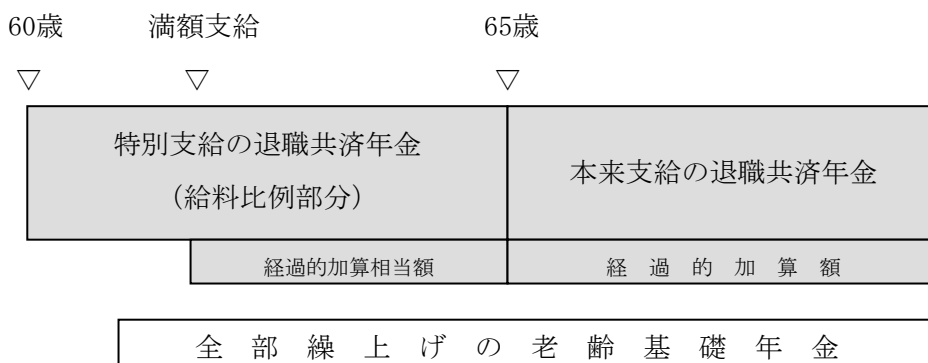
[老齢基礎年金を繰上げしない場合]



[老齢基礎年金を全部繰上げの場合]

全部繰上げを請求した場合の老齢基礎年金の額は、繰上げ月数1月あたり0.5%を減額した額となる。

また、特別支給の退職共済年金の額は、給料比例部分と定額部分（支給開始年齢到達以降に限る。）の合計額であるが、定額部分の額は定額部分の額から65歳以降に支給される老齢基礎年金の額に相当する額を減じた額（経過的加算相当額）となり、定額部分が支給停止されることとなる。



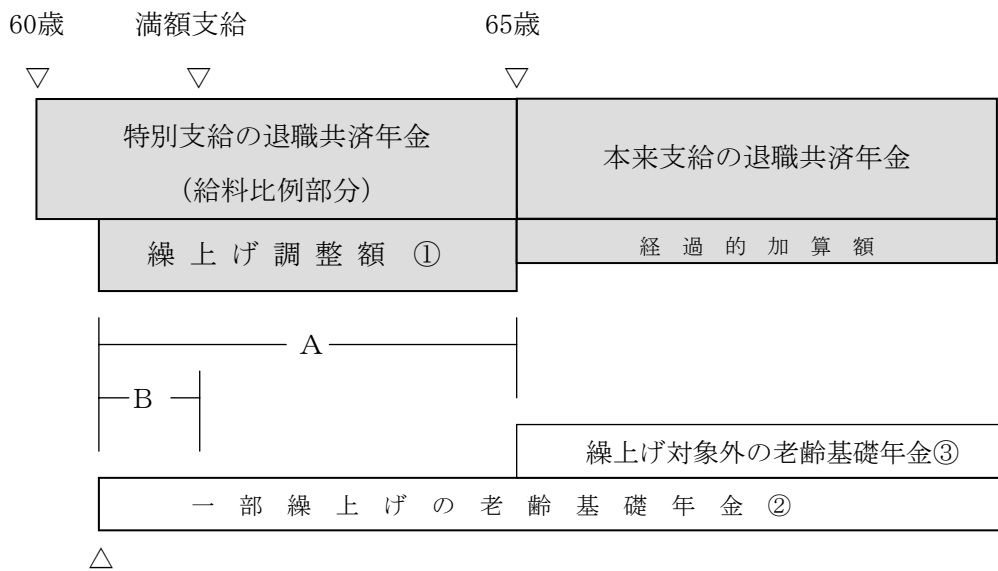
△

繰上げ請求日

$$\left. \begin{array}{l} \text{全部繰上げ} \quad 65 \text{歳から支給} \\ \text{の老齢基礎} = \text{される老齢基礎} - \\ \text{年金の額} \quad \text{年金の額} \end{array} \right\{ \begin{array}{l} 65 \text{歳から支給} \\ \text{される老齢基礎} \times 5/1000 \times \\ \text{年金の額} \end{array} \begin{array}{l} \text{請求日の属する月から} \\ 65 \text{歳に達する日の属する} \\ \text{月の前月までの月数} \end{array} \right\}$$

[老齢基礎年金を一部繰上げの場合]

一部繰上げを請求した場合の老齢基礎年金の額は、定額部分が支給開始される年齢に応じた支給割合で減額した額を控除した額となる。一方、特別支給の退職共済年金の額は、給料比例部分と繰上げ請求年齢月数に応じた支給割合で減額された定額部分（引き上げられる支給開始年齢から65歳までの間に支給される総額を、繰上げ請求年齢から65歳までの間に割り振って支給されるもの（＝繰上げ調整額））となる。また、65歳からは、一部繰上げの老齢基礎年金の額のうち繰上げをしていない部分の額（＝繰上げ対象外の老齢基礎年金）が加算される。



繰上げ請求日

A：請求日の属する月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数

B：請求日の属する月から満額支給開始年齢に達する日の属する月の前月までの月数

$$\text{① 繰上げ調整額} = \text{定額部分の額} - (\text{定額部分の額} \times B/A)$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{一部繰上げ} \quad 65 \text{歳から支給} \\ \text{② の老齢基礎} = \text{される老齢基礎} \times B/A - \\ \text{年金の額} \quad \text{年金の額} \end{array} \right\{ \begin{array}{l} 65 \text{歳から支給} \\ \text{される老齢基礎} \times B/A \times 5/1000 \times A \\ \text{年金の額} \end{array} \right\}$$

$$\textcircled{3} \quad \begin{array}{l} 65 \text{ 歳時に加算する} \\ \text{繰上げ対象外の額} \end{array} = \begin{array}{l} 65 \text{ 歳から支給される} \\ \text{老齢基礎年金の額} \end{array} \times \left[ 1 - B/A \right]$$

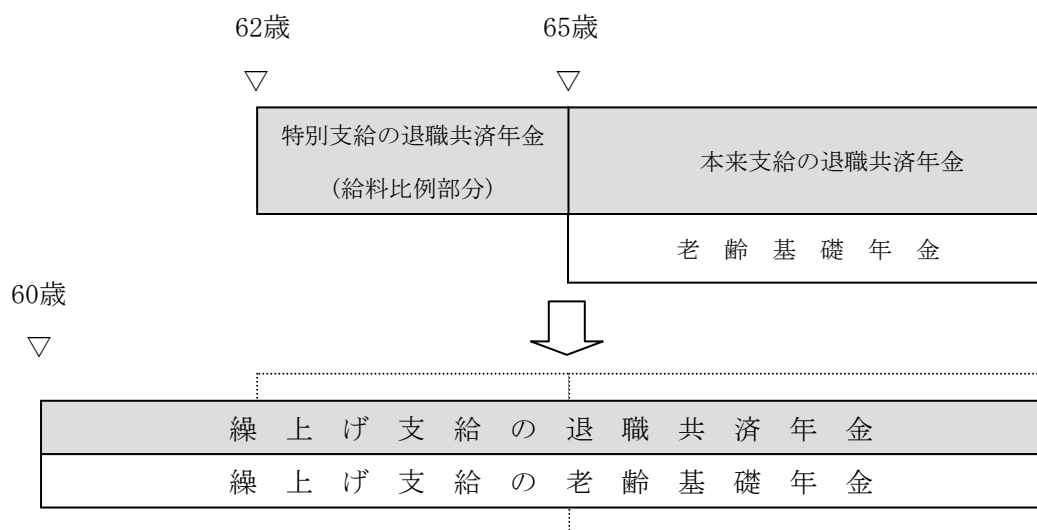
【昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた組合員】

昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた組合員は、特別支給の退職共済年金（別個の給付）が生年月日に応じ段階的に支給開始年齢が引き上げられた。

このため、特別支給の退職共済年金（別個の給付）の支給開始年齢前から当該給付の支給を繰上げて受給する制度が設けられている。

なお、この場合の退職共済年金の額は、繰上げ月数1月あたり0.5%を減額した額となる。

[例：60歳で繰上げ請求をした場合]

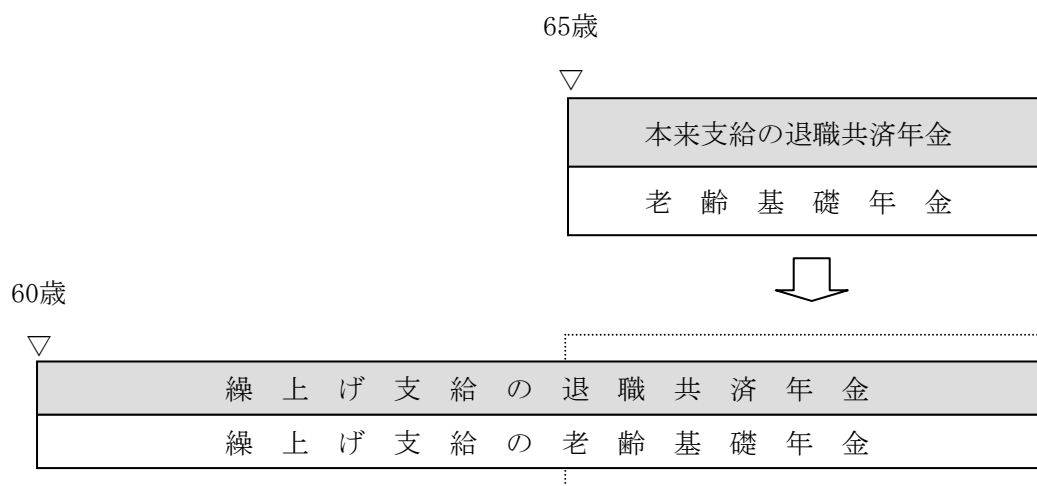


【昭和36年4月2日以後に生まれた組合員】

昭和36年4月2日以後に生まれた組合員は、特別支給の退職共済年金の受給の対象外となり、65歳前から本来支給の退職共済年金の支給を繰上げて受給する制度が設けられている。

なお、この場合の退職共済年金の額は、繰上げ月数1月あたり0.5%を減額した額となる。

[例：60歳で繰上げ請求をした場合]



〈繰上げ支給の注意事項〉

- ① 一度決められた減額率は、受給者の一生を通じて変更が認められない。
- ② 一度請求すると請求を取り消すことができない。
- ③ 請求後は障害基礎年金や寡婦年金を受けられない。
- ④ 繰上げ請求をした後は、原則として障害共済年金、障害基礎年金の請求はできない。
- ⑤ 老齢基礎年金については、遺族厚生年金、遺族共済年金などと併給されるが、65歳に達するまではいずれか一方のみの選択となる。

**(6) 繰下げ支給の退職共済年金**

本来支給の退職共済年金の受給権者であって、その受給権を取得した日から起算して1年を経過した日前に当該退職共済年金を請求していない者は、公立学校共済組合にその支給の繰下げの申出をすることができるものとし、この場合における退職共済年金の額は、政令で定める額（「繰下げ調整額」という。）を加算する。